



山形県公報

平成30年1月9日(火)
第2908号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) … 9

### 告 示

- 救急病院等の申出の撤回……………(地域医療対策課) …10
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) …同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) …同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …11

## 規 則

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年1月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第2号

#### 山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和39年12月県規則第84号)の一部を次のように改正する。  
第17条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 知事は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条の規定により同条第7号に規定する特定個人情報であつて前項第3号に定める書類と同一の内容を含むものを利用することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

別記様式第1号(1)中「山形県知事 殿」を

「山形県知事 殿  
(同意欄)

私は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第1項(母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第6条)の規定による寡婦福祉資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務を処理する場合に限り、知事が 情報提供ネットワークシステムを使用して母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第34条第2項に規定する道府県民税に関する情報を取得することに同意します。

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ 氏

改める。

別記様式第25号中 

|       |
|-------|
| 本人確認欄 |
|-------|

 を削り、

「 

|      |  |      |  |
|------|--|------|--|
| 借主氏名 |  | 個人番号 |  |
|------|--|------|--|

 を

「 

|      |  |
|------|--|
| 借主氏名 |  |
|------|--|

 に改める。

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号(1)の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 告 示

## 山形県告示第10号

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

平成30年1月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称             | 所 在 地        |
|-----------------|--------------|
| 酒 田 市 立 八 幡 病 院 | 酒田市小泉字前田37番地 |

## 山形県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年1月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 矢 萩 勝 雄 | 天童市大字川原子1728番地 |

## 山形県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成30年1月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成30年1月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 銀山温泉線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|-------------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 尾花沢市大字上柳渡戸字寺町227番2から<br>同 下柳渡戸字金堀沢718番1まで | 旧    | 39.5 <small>メートル</small><br>}<br>5.5  | <small>メートル</small><br>355 |
|                                           |      | 38.9 <small>メートル</small><br>}<br>13.2 | <small>メートル</small><br>328 |
| 同 上                                       | 新    | 38.9 <small>メートル</small><br>}<br>13.2 | 同 上                        |

**山形県告示第13号**

次の開発行為は、完了した。

平成30年1月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成29年6月2日 指令村総建第162号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
村山市楯岡鶴ヶ町一丁目1986番4、1984番1、2022番6、2021番1、1989番1、1990番1、1991番1、1984番1地先（水路）、1986番4地先（道路）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
村山市中央一丁目3番6号 村山市土地開発公社

平成30年1月9日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年1月9日発行 発行人 山形県